

## 大型施設共用問題特別委員会報告

開催日：

第1回：平成16年6月23日（水）

第2回：平成16年7月23日（金）

第3回：平成16年8月18日（水）

委員：秋葉、池田、金谷、野田、林、福永、森井、山田、吉沢（敬称略）

オブザーバー委員：藤井

幹事：山室

1. 大型施設共用問題特別委員会は3回開催し、SPring-8 に対する課金問題の成り行きを鑑みながら将来のJ-PARCにおける大型施設の共用に関して議論を行った。
2. 委員会では最初に藤井オブザーバー委員と野田委員からそれぞれの委員会開催時における「SPring-8 に対する課金問題の成り行き」について詳細な報告を受け、それを基に議論を行った。
  - (1) SPring-8 利用への課金について、文部科学大臣宛に SPring-8 利用者懇談会会長坂田誠名で「SPring-8 共用ビームライン利用者への課金に関する要望書」が、日本学術会議結晶学研究連絡会委員長佐々木聡名で「SPring-8 のビーム利用課金制度導入にたいする意見書」が、そして日本結晶学会会長大隅一政名で「SPring-8 における利用課金制度の導入についての要望書」が提出されたことの報告
  - (2) 英国において 1997-2003 年の期間施行された通称「チケット制」と呼ばれるビーム使用料有料化についての報告と、ISIS 副所長の R.L. McGreevy 氏が記したその有料制廃止の経緯の説明書の報告
  - (3) 「SPring-8 の利用経費の負担に関して、利用者が成果を専有せず公開するような利用研究については利用者からビーム使用料を徴収しないことが適当である」とした航空・電子等技術審議会の諮問第20号答申についての説明
  - (4) 諮問委員会の議論では「通信設備などの利用に関わる実費については、成果の公開の有無にかかわらず徴収することはやむを得ない」との考え方に至っているとの報告
3. 日本原子力研究所の原子炉 JRR3-M の利用に関して、原総センターを経由してまとめて利用金を支払っている（昭和30年12月12日「原子力利用に関する経費には大学における経費は含まないものとする」とした矢内原（東大総長）原則や昭和33年7月1日に内閣総理大臣岸信介が認可した原研の原子力施設の有料化に関連している）こと、逆に KEK の中性子科学研究施設では大学共同利用研究施設であったため利用課金の話題すら生じていないことから、KEK と原研の統合計画である J-PARC 施設の利用体制に関して今後継続して十分な議論を行う必要がある。
4. J-PARC の共同利用体制に対して少なくともユーザー側から見一元化させることが重要である。また、運営協議会なるものを組織し、人類が共有すべき科学研究に対しては大学法人、国立研究所法人そして企業体においても無償に、それに対して、知的財産権を要求するものに関しては有償にするなど、種々の場合分けを議論して統一的な運営体制を確立させることが必要であると考えられる。
5. 科学技術基本法で示しているように大型施設の共用は本質的に国がきちんとサポートすべきことは当然であるが、SPring-8 の影響で課金問題が生じた場合、科学研究に対する無償化を KEK や原研などの施設側の委員会やそのために設置された諮問委員会のみ依存するのではなく、中性子コミュニティからボトムアップ的に議論し、科学研究に対する無償化への制度確立を精力的に応援することが必要である。